根拠法令・条項

- 第1 高知県行政手続条例第5条、第6条及び第12条
- 第2 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)
 - 1 審査基準及び標準処理期間
 - · 法第84条第1項
 - · 法第94条第2項
 - · 法第99条第1項
 - ・ 法第104条の4第6項
 - ・ 法第108条の4第1項
 - ・ 法第108条の32の2第1項
 - ・ 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第33条の6 第1項第1号ハ
 - ・ 令第33条の6第2項第1号ハ・第4項第1号ハ
 - 令第34条第3項第2号,第4項第2号
 - ・ 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の13第1項
 - 2 処分基準
 - 法第90条第5項・第6項・第9項・第10項
 - 法第91条
 - · 法第103条第1項
 - 法第103条第2項・第4項・第7項・第8項
 - ・ 法第104条の2の3第1項・第3項
 - ・ 法第107条の5第1項・第2項・第9項
 - ・ 法第108条の32の2第5項